

OPEXの費用検証結果について (統計査定前)

第17回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年8月29日



本会合におけるOPEXの検証内容について

- レベニューキャップ制度では、収入の見通しの算定の基礎となる費用の査定にあたり、客観性と透明性を確保するとともに、各一般送配電事業者の実情を踏まえつつコスト効率化を促すという観点から、効率的な一般送配電事業者における実績値を用いた査定方法をいくつかの費用について行うこととしている。
- このうち、OPEXについては、指針において統計的な査定方法を用いることとされており、具体的な統計的査定手法についても、指針及び審査要領において明記されているところ。
- 今後、OPEXにおける統計的査定手法による10社横比較を適切に実施していくに当たり、その前提として、OPEXに対して、収入の見通しへの算入が認められていない費用が算入されていないか、エスカレーションが織り込まれていないかなどの検証を行う必要があることから、今後、その検証結果の報告を行うとともに、その報告内容について御議論いただきたい。

本会合

・規制期間及び参照期間におけるOPEXを構成する費用の算入方法の妥当性に関する検証の実施

次回以降

・参照期間を用いた統計的査定方法による10社横比較の実施

※規制期間における見積り費用が統計的査定方法により算出された額を上回る場合については、一般送配電事業者から申請があった場合に限り、その費用の合理性を検証する。

① OPEX – 費用全体に係る具体的検証事項（統計手法を用いた10社比較前）

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

- OPEXにおける費用全体に対して、以下の事項について検証を行う。

収入の見通しの算入が認められない費用について

- 以下の要件に該当する費用となっていないかの検証を行う。（該当すると判断された費用は収入の見通しへの算入を認めない。）
 - 電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）
 - 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用
 - 制度的に収入の見通しに算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）

エスカレーション織り込みについて

- 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）が織り込まれていないかの検証を行う。例えば、過去実績及び規制期間の1人当たり給料手当の比較を行い、異常な増減がある場合には、その理由の適切性等の検証を行う。

実績値、見積り値の推移について

- 過去実績値及び規制期間の見積り値において、異常な推移の有無を確認する。異常な推移があると判断された場合には、その理由の適切性等の検証を行う（外注化による委託費増とそれに伴う給料手当減など、関連費用の推移の妥当性など）。

費用分類の適正性について

- OPEXとして算入された各費用について、本来であれば、CAPEXや、制御不能費用など他の査定区分に分類すべきものが含まれていないか（委託費、諸費、電気事業雑収益等）の検証を行う。

① OPEX 一 個別費用における具体的検証事項（統計手法を用いた10社比較前）

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

- OPEXにおける個別費用に対して、以下の事項について検証を行う。

給料手当・厚生費

- 宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用などが算入されていないかの検証を行う。

役員給与・退職給与金

- 役員給与について、役員数が一般送配電事業等に係る業務の執行上必要不可欠なものとなっているか、役員給与が国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）や参照期間における実績等と比較して妥当なものとなっているかの検証を行う。
- 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用が算入されていないかの検証を行う。

諸費

- 普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、諸費のうち寄付金及び団体費が算入されている場合、算入における合理的な理由があるのかの妥当性（過去の料金審査時からの状況変化、送配電事業を営む上で不可欠なものか、他社の提出状況との整合性等）を検証する。

委託検針費

- 各社においてスマートメーターの導入が計画されていることから、委託検針費については、その効率化を検証するとともに、その効率化発現時期と導入スケジュールが整合していることを検証する。

養成費

- 職員の教育訓練を通じた技術力の維持、士気の向上、人材確保の重要性に留意していることを確認する。

OPEXの検証結果（収入の見通しへの算入が認められない費用） 1 / 2

- 以下の要件に該当する費用となっていないかの検証を行う。（該当すると判断された費用は収入の見通しへの算入を認めない。）
 - ・ 電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）
 - ・ 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や**宿泊施設、体育施設その他の厚生施設**（社宅・寮等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）**に係る費用**
 - ・ 制度的に収入の見通しに算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）

規制期間・参照期間

【検証結果】

1. 交際費、政治献金、書画骨董、相談役、顧問に係る費用

今般、各一般送配電事業者から提出された過去実績値及び規制期間の見積り値（収入の見通し）への算入は認められなかった。

2. 宿泊施設・体育施設に係る費用

中部電力PGにおいて、収入の見通しへの算入が認められていない宿泊施設及び体育施設に係る費用が過去実績値及び規制期間の見積り値に誤って計上されていることが確認できたため、当該費用については過去実績値及び規制期間見積り値から除外することとする。

（1）概要

- ・分社化前の2017～2019年度の期間において、宿泊施設・体育施設に係る維持管理費用として、マネジメントサービス先（グループ会社へ委託）へ支払った分が同期間の実績に含まれていた。
- ・分社化後の2020年度以降において、同宿泊施設・体育施設に係る維持管理費用としてマネジメントサービス先（※親会社へ委託）へ支払う分が同期間の実績値及び見積り値に含まれていた。

※中部電力PGは、総務、人事、厚生、経理、調達、ITシステム関連業務を中部電力に委託している。

（2）対象施設

- ・宿泊施設：クラブハウス 3カ所
- ・体育施設：グラウンド（2カ所）、体育館（2カ所）、艇庫（1カ所）

（3）影響金額

- ・参照期間：5ヶ年計 489,506千円 5ヶ年平均 97,901千円
- ・規制期間：5ヶ年計 491,220千円 5ヶ年平均 98,244千円

収入の見通し
の算入が認め
られない費用

OPEXの検証結果（収入の見通しへの算入が認められない費用） 2 / 2

規制期間・参照期間

【検証結果】

3. 過去の料金審査時に、託送料金原価への算入が認められたもの以外の費用

⇒過去の料金審査時に、託送料金原価への算入が認められたもの以外の費用（給料手当のうち、特定の団体企業への出向者の給料負担に係る費用）について、規制期間（見積り）及び参照期間（実績）において算入されていることが確認された。

⇒この費用については、当時、電気事業や一般送配電事業に必要不可欠と認められなかったものや、その後の状況変化等が確認できないものについては、原則、本規制期間・参照期間において算入を認めないこととすることが妥当ではないか※。

※検証によって、算入を認めることが適当であると判断した場合にはこの限りではない（例：過去の料金審査後に設立された団体企業への出向者の給料負担であって、その業務内容が一般送配電事業に不可欠であると判断された場合等）。

なお、算入が確認された一般送配電事業者のうち、四国電力送配電及び東京電力パワーグリッド（以下、東京電力PG）については、過去の審査状況から以下のように取り扱うこととしてはどうか。

（1）四国電力送配電

2013年の前回料金審査時、分社化前の四国電力の人件費について、「グループ会社への出向者数が多く、1人当たり販売電力量の水準が低いため、経費削減効果が認められない出向者分の給与補填額をカット」するとの方針に基づいて査定が実施された。

他方、今回は、統計的査定手法による10社横比較を用いた査定を通じて、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促すこととされている。そのため、四国電力送配電における特定の団体企業への出向者の給料負担に係る費用については、一般送配電事業を営む上で必要不可欠かという観点で各出向者の出向先での業務内容等を確認しつつ、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で算入を認めることとしてはどうか。

（2）東京電力PG

2012年の前回料金審査時、分社化前の東京電力の出向者の給料負担に係る費用について、原価算入の合理性が考えられた高年齢者雇用安定法等に基づく65才までの再雇用義務による出向分の原価算入が認められた。

他方、今回は、一般送配電事業を営む上で必要不可欠かという観点で各出向者の出向先での業務内容等を確認しつつ、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で算入を認めることとしてはどうか。

⇒今後、四国電力送配電及び東京電力PGにおける特定の団体企業への出向者の給料負担に係る費用について、それぞれ算入を認めるべきか否かをOPEX担当委員が精査及び確認した上で、統計的査定方法による10社横比較を実施するというかどうか。なお、収入の見通しへの算入を認める分の出向先については、統計的査定方法による10社横比較の結果とともに、次回以降の料金審査専門会合にて報告することとしたい。

収入の見通し
の算入が認め
られない費
用

OPEXの検証結果（エスカレーションの算入について）

- 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）が織り込まれていないかの検証を行う。例えば、過去実績及び規制期間の1人当たり給料手当の比較を行い、異常な増減がある場合には、その理由の適切性等の検証を行う。

規制期間・参照期間

【検証結果】

⇒ 10社の1人当たり給料手当（基準賃金、基準外賃金及び諸給与金の合計）を比べると、その水準の格差は見られるが、消費者物価のようなエスカレーションの算入は認められなかった。

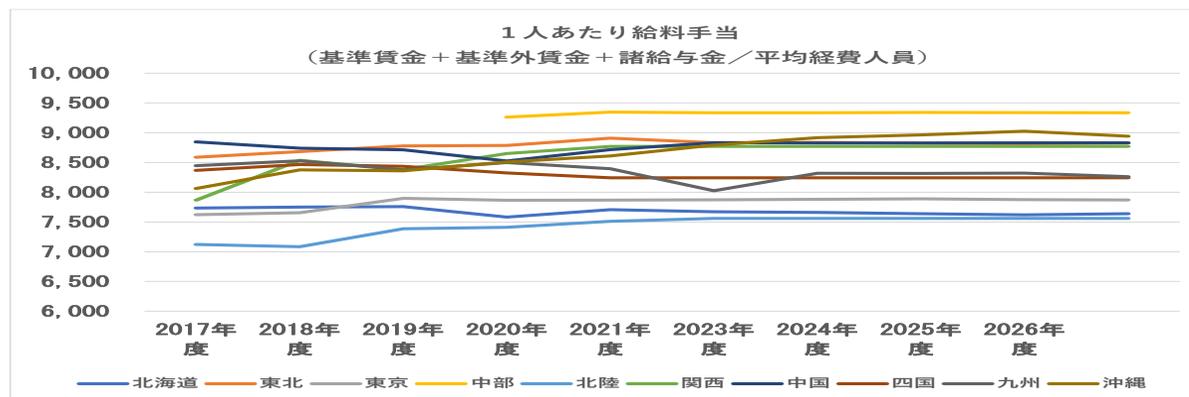
⇒ なお、給料手当について、分社化前において見込まれた配分率と、分社化後の実績値において差異が生じていることについて、各社においては、規制期間の見積り値として、分社化後の実績値を用いていることが確認された。

< 1人当たり給料手当（（基準賃金+基準外賃金+諸給与金）/平均経費人員） >

（単位：千円/人）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年平均
北海道	7,733	7,752	7,760	7,582	7,708	7,712	7,671	7,660	7,638	7,619	7,602	7,640
東北	8,589	8,683	8,779	8,787	8,910	8,749	8,832	8,839	8,826	8,816	8,829	8,828
東京	7,622	7,655	7,897	7,866	7,867	7,777	7,874	7,882	7,891	7,875	7,836	7,872
中部	—	—	—	9,262	9,348	—	9,337	9,337	9,341	9,339	9,334	9,337
北陸	7,122	7,084	7,385	7,412	7,512	7,290	7,562	7,562	7,562	7,562	7,562	7,560
関西	7,868	8,537	8,382	8,651	8,769	8,431	8,770	8,770	8,770	8,770	8,770	8,770
中国	8,847	8,741	8,714	8,526	8,715	8,711	8,833	8,827	8,827	8,831	8,834	8,831
四国	8,368	8,467	8,435	8,324	8,244	8,369	8,244	8,244	8,244	8,244	8,244	8,244
九州	8,446	8,530	8,376	8,498	8,394	8,449	8,025	8,320	8,315	8,322	8,325	8,261
沖縄	8,064	8,377	8,359	8,509	8,610	8,388	8,792	8,919	8,963	9,027	9,008	8,941

エスカレーションの算入について



※各一般送配電事業者の提出書類から当委員会事務局が試算したものの。

OPEXの検証結果（実績値、見積り値の推移）

実績値、見
積り値の推移
について

- 過去実績値及び規制期間の見積り値において、異常な推移の有無を確認する。異常な推移があると判断された場合には、その理由の適切性等の検証を行う（外注化による委託費増とそれに伴う給料手当減など、関連費用の推移の妥当性など）。

規制期間・参照期間

【検証結果】

- ⇒外注化による委託費の増額に伴う給料手当の減額、委託先の親会社への変更による諸費の増額に伴う委託費の減額など、関連費用の推移がいくつかみられた。なお、OPEX全体で過去実績値に比べて規制期間の見積り値が増額しているのは、以下の5事業者であった。
- ⇒増額については、規制期間において新たに導入するシステム運用に係る諸費の発生、セキュリティ対応などのための専門人材の拡充といった適切な説明がなされない限りにおいては、適切な外注化・内製化が計画されていないものと判断できることから、その場合においては、過去実績値を上回る増額分について、統計査定後の収入の見直しへの増額算入の検証にあたって考慮することが妥当ではないか。
- 東京電力PG：人件費（給料手当、退職給与金等）が減額されている一方、システム保守・運用や給電関係の委託拡大により委託費が増額しているほか、スマートメーター関連の通信運搬費の増加により諸費が増額【+約32億円/年】。
 - 北陸電力送配電：人件費（給料手当、退職給与金等）が減額されている一方、業務の外部委託拡大およびシステム化に伴う保守委託や通信費用の増加により委託費等が増額【+約22億円/年】。
 - 関西電力送配電：人件費（給料手当、退職給与金等）が減額されている一方、分社化に伴う親会社との会社間取引発生により委託費が増額しているほか、自社通信設備の外部移管により諸費が増額【+約21億円/年】。
 - 九州電力送配電：人件費（給料手当、退職給与金等）が減額されている一方、分社化に伴う親会社との会社間取引の発生により委託費が増額しているほか、スマートメーター関連の通信運搬費の増加により増額【+約3億円/年】。
 - 沖縄電力：昇給幅が大きい40代から50代前半の社員が多いことや定年退職者の再雇用等により人件費（給料手当、雑給）が増額しているほか、スマートメーター関連の通信運搬費等により諸費が増額【+約10億円/年】

OPEXの検証結果（費用分類の適正性）

費用分類の
適正性について

- OPEXとして算入された各費用について、本来であれば、CAPEXや、制御不能費用など他の査定区分に分類すべきものが含まれていないか（委託費、諸費、電気事業雑収益等）の検証を行う。

規制期間・参照期間

【検証結果】

⇒沖縄電力において、電力広域的運営推進機関の会費を制御不能費用に算入すべきところを誤って算入していた。以下の額をOPEXから制御不能費用に差し替えることとする。

〔過去実績〕2017～2019および2021年度：各6千円／年

2020年度：7千円／年

〔見通し〕2023～2027年度：各5千円／年

⇒上記以外は、今般提出された各一般送配電事業者の過去実績値及び規制期間の見積り値（収入の見通し）の分類について、他の査定区分に分類すべきものは認められなかった。

OPEXの検証結果（役員給与の確認（役員数：全社比較））

【役員数】

一般送配電事業等に係る業務の執行上不可欠なものとなっているか。

規制期間・参照期間

【検証結果】

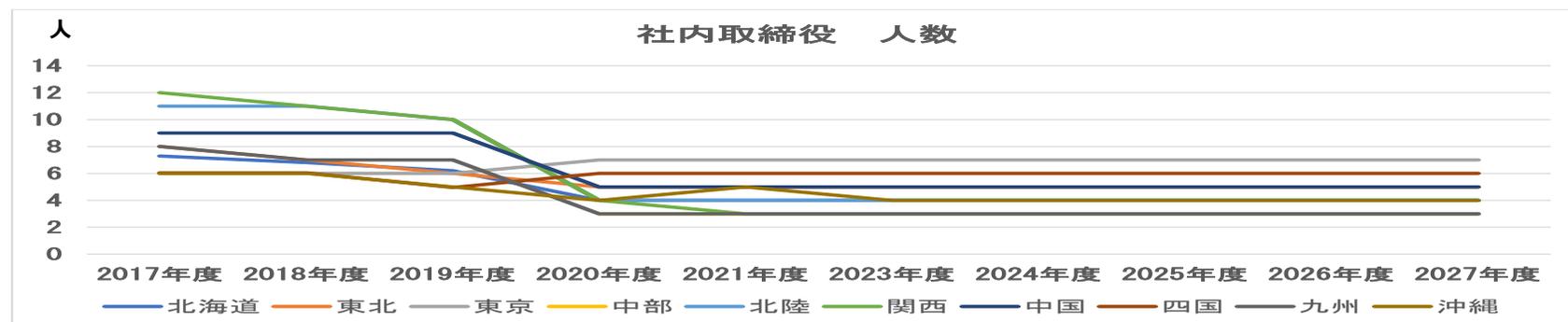
- ⇒社内取締役の人数について、四国電力送配電は事業規模が大きい他社と比べて多いが、各社内取締役には担当部門が割り振られ、役員間で担当部門が重複することはなかったことから、不適切とまではいえない。
- ⇒東京電力PGは2020年度に1名増員しているが、社債発行等を含む財務に関する戦略立案・ガバナンス機能を強化する必要があったため最高財務責任者(CFO)を新設したことによるもの、とのことから、不適切な増員とまではいえない。
- ⇒また、社内監査役の人数について、北海道電力NWの3名を除き、各社1～2名であった。北海道電力NWについては、うち2名が北海道電力（親会社）との兼任かつ無報酬であり、不適切とまではいえない。
- ⇒なお、社外取締役及び社外監査役の人数については、それぞれ各社1～2名であり、適切と認められる。

<社内取締役 人数> ※各一般送配電事業者の提出書類等より

(単位:人)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間	
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均
北海道	7	7	6	4	4	28	6	4	4	4	4	4	20	4
東北	8	7	6	5	5	31	6	5	5	5	5	5	25	5
東京	6	6	6	7	7	32	6	7	7	7	7	7	35	7
中部				3	3			3	3	3	3	3	15	3
北陸	11	11	10	4	4	40	8	4	4	4	4	4	20	4
関西	12	11	10	4	3	40	8	3	3	3	3	3	15	3
中国	9	9	9	5	5	37	7	5	5	5	5	5	25	5
四国	6.04	6.05	4.95	6	6	29	6	6	6	6	6	6	30	6
九州	8	7	7	3	3	28	6	3	3	3	3	3	15	3
沖縄	6	6	5	4	5	26	5	4	4	4	4	4	20	4

役員給与



OPEXの検証結果（役員給与の確認（全社比較））

【社内取締役・社内監査役の給与水準】

- 役員給与について、役員数が一般送配電事業等に係る業務の執行上必要不可欠なものとなっているか、役員給与が国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）や参照期間における実績等と比較して妥当なものとなっているかの検証を行う。
- 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用が算入されていないかの検証を行う。

規制期間

- 規制期間において収入の見通しを構成する役員給与の水準については、審査要領を踏まえ、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）を勘案したものにすることを求めていますか。

※レベニューキャップ制度上、規制期間中における事業者の効率化努力を促す観点から、効率化において生じた規制期間中の利益については、同期間における留保を認めており、かかる趣旨からは、効率化分を役員給与を含む各費用に追加的に配分することは可能。

※また、各事業者における実際の取締役の報酬等については、会社法361条、第309条第1項に基づき、株主総会にて決められるものである。

参照期間・規制期間

- 統計手法等を用いた10社横比較による検証（参照期間）においては、効率的な一般送配電事業者の費用水準に合わせることであり、その際、一般送配電事業者の創意工夫を反映させるため、個別の費用毎に検証を行うのではなく、OPEXの費用全体（人件費や委託費）に対して検証を行うこととしている。
- 役員報酬の在り方は、各社の経営判断であり、仮に役員報酬が高い事業者であっても、その会社のOPEX全体が低く抑えられていれば、効率的な経営が達成されていると考えられる。
- このため、統計手法等を用いた10社横比較による検証（参照期間）において、役員給与だけを抽出して、調整を行うことは適当ではないと考えられる。
- 他方で、規制期間中において、効率化において生じる利益分が明らかになっていない中で、役員給与の水準に予断を与えることが適当では無いことから、審査要領を踏まえ、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）にする事を求めるものである。

OPEXの検証結果（役員給与：社内取締役・社内監査役の給与水準）

役員給与

規制期間・参照期間

【検証結果】

⇒社内取締役及び社内監査役の1人あたりの役員給与について、今般の提出では、以下のとおり審査要領に定める国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）を上回る事業者があった。

(1) 社内取締役

- ・分社化後の2020年度・2021年度平均
北陸電力送配電を除く9社が指定職の水準（現行原価の水準1,980万円）を上回って支給。

- ・規制期間5ヶ年平均

東京電力パワーグリッド、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電及び沖縄電力の5社が指定職の水準（令和4年度試算2,041万円（経済産業省試算））を上回って見積り値に算入。

(2) 社内監査役

- ・分社化後の2020年度・2021年度平均
東北電力ネットワーク、中部電力パワーグリッド、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電及び沖縄電力の6社が指定職の水準（現行原価の水準1,980万円）を上回って支給。

- ・規制期間5ヶ年平均

中国電力ネットワーク、四国電力送配電及び沖縄電力の3社が指定職の水準（令和4年度試算2,041万円（経済産業省））を上回って見積り値に算入。

⇒こうした点について、どのように考えるか。

⇒一方、従業員以外の者（相談役、顧問等）に係る費用が算入されていないことを確認した。

<参考：国家公務員指定職の年収概算（経済産業省試算）>

	令和4年度適用
指定職俸給表8号俸（事務次官等）	2,317万円
指定職俸給表6号俸（外局の長等）	2,041万円
指定職俸給表4号俸（内部部局の長等）	1,765万円
単純平均	2,041万円

・総理大臣決定による。
・上記の概算は経済産業省によるものであり、調整額（令和3年12月ボーナス引き下げ額）及び令和4年人事院勧告は考慮していない。

OPEXの検証結果（給料手当）

規制期間・参照期間

【検証結果】

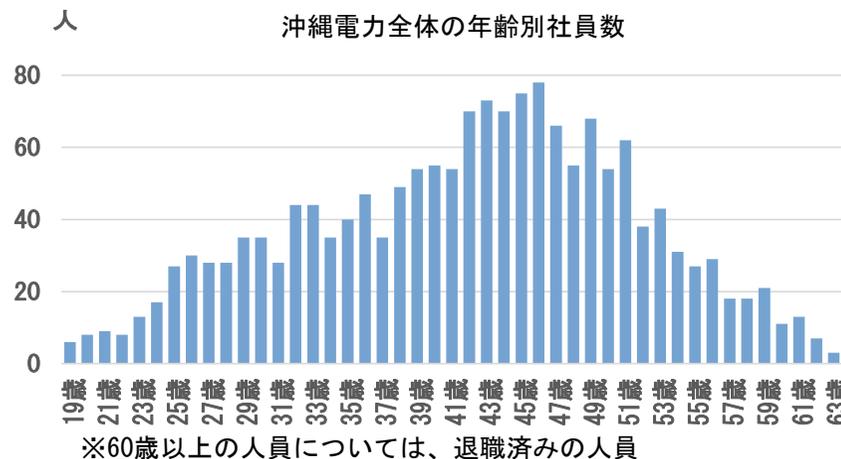
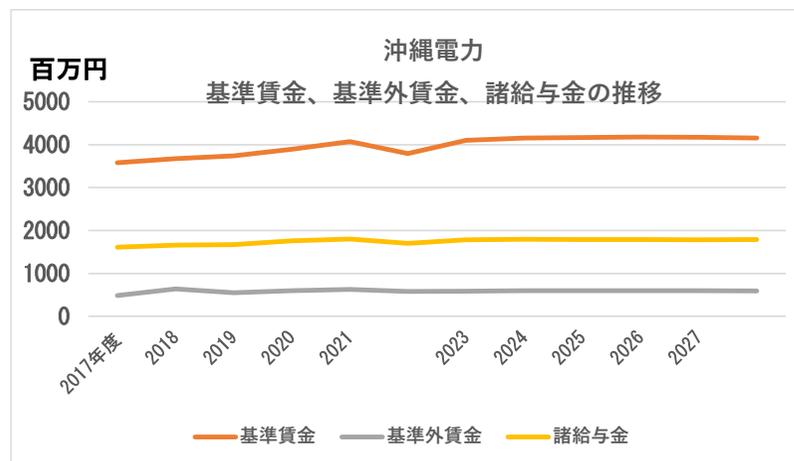
- ⇒基準賃金の過去実績値について、沖縄電力においては増加傾向が確認された。同社説明によると、その主な理由は、社内の人員構成において40代から50代前半の社員数が多く、これらの世代が比較的昇給幅が大きい等級に格付けされていることによる、在籍者の定期昇給等による基準賃金の増加が主たる要因。
- ⇒2019年度の増加は、労働組合との交渉の結果、社員全員に対し500円の賃金改善を行ったことによる影響も一因として挙げられる。電力システム改革第3弾段階が実施された2020年度では、NW・非NWの業務を一体的に行っていたものを行為規制の観点などからNW・非NWに分けた結果、約14名のNW人員が増加したことも一因として挙げられる。
- ⇒上記のとおり、個別に確認した結果、基準賃金の増加については、効率化等による事業者努力が財源と考えられるとともに、社員のモチベーションへの影響等を考慮すれば、必ずしも不適切なものではない。

<沖縄電力の基準賃金、基準外賃金及び諸給与金の推移>

単位:百万円

	2017年度	2018	2019	2020	2021	参照期間	2023	2024	2025	2026	2027	規制期間
						5ヶ年平均						5ヶ年平均
基準賃金	3,579	3,676	3,740	3,894	4,073	3,792	4,101	4,157	4,168	4,179	4,172	4,155
基準外賃金	486	637	548	600	629	580	587	595	596	598	597	594
諸給与金	1,612	1,659	1,672	1,760	1,800	1,701	1,783	1,794	1,787	1,786	1,781	1,786

給料手当



OPEXの検証結果（給料手当（出向者給与負担））

規制期間・参照期間

【検証結果】

⇒送配電網協議会、電力広域的運営推進機関、海外電力調査会、電力中央研究所、日本電気協会等の各団体への出向について算入しているが、送配電網協議会については、現行原価算入が認められていない電気事業連合会との性質の差異が不明瞭であり、現時点においては、一般送配電事業の遂行にあたって不可欠と判断することが妥当と考えられないことから、過去実績値及び規制期間における収入の見通しへの算入を認めないこととはどうか。

⇒なお、各団体については、活動状況や送配電事業との関連性等を継続的に確認していくこととする。

出向先	算入を希望する一送	事業内容	出向者の業務内容
送配電網協議会 (2020年設立)	東北、北陸、四国、沖縄	系統・需給運用、設備計画、需給調整市場に係る業務等	関係省庁および一般送配電事業者各社との調整業務等（東北）
電力広域的運営推進機関	全一送	電気系統の円滑な広域的運営の推進	電気系統の円滑な広域的運営推進業務（北海道）、系統運用状況の監視（東北）
一般社団法人 海外電力調査会	東北、北陸、関西、中国	海外の電気事業に関する調査研究、電気事業に関する海外の関係機関、団体協力等	
一般財団法人 電力中央研究所	北海道、東北、北陸、 関西、中国、九州、沖縄	各種技術研究開発	送配電事業の各種技術研究開発業務（北海道）
一般社団法人 日本電気協会	東北、中国、四国、九州、沖縄	電気技術者の育成と技能向上、電気事業に関わる考案、研究内容の共有化と表彰	電気技術者の育成と技能向上に係る業務等、NWに関連する業務（東北）
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合 開発機構	東北、関西、中国、九州、 沖縄	エネルギー・環境分野における技術開発等	
一般財団法人 電気安全環境研究所	東北、関西、中部、九州	電磁界ばく露による健康影響に関する正確な知識の普及・理解促進、ならびに、電気製品等についての各種試験・検査・認証業務等	電気製品の試験・検査認証等の業務（九州）
各地域の電気保安協会	北海道、東北、中部、 中国、四国、九州	電気設備の保守管理業務、調査業務等	電気設備の保守管理業務、調査業務等（北海道）
一般財団法人 道路管理センター	関西、中国、九州	道路管理システムの運用等	道路管理システムの運用等の業務（九州）
一般財団法人 エネルギー総合工学研究所	関西	再エネ大量導入に関する電力システムの諸課題やデジタル化・電力システム改革に対応した次世代電力ネットワーク研究	再生可能エネルギー大量導入等のNW系統課題等に関する研究・業務に従事（関西）

給料手当
(出向者給与負担)

OPEXの検証結果（諸費）

規制期間・参照期間

【検証結果】

- ⇒寄付金について、過去実績値及び規制期間の見積り値（収入の見通し）への算入は認められなかった。
- ⇒団体費について、過去実績値においては、各社とも現行の料金原価に算入が認められている海外電力調査会に係る費用が算入されていた。規制期間においては、海外電力調査会のほか、関西電力送配電、四国電力送配電、沖縄電力が新たに電気学会等の団体費を見積り費用に算入していたことから、合理的な理由があるのかの妥当性（過去の料金審査時からの状況変化、送配電事業を営む上での不可欠性、他社の提出状況との整合性等）を確認した。
- ⇒確認の結果、過去の料金審査時からの状況変化があったことなどが確認できないことや、他社の見積り値への算入状況との整合性等に鑑み、海外電力調査会を除く各団体への団体費については、規制期間の見積り費用への算入を認めないことが妥当ではないか。
- ⇒なお、各団体については、活動状況や送配電事業との関連性等を継続的に確認していくこととする。

諸費等

団体名	算入を希望する一送	事業内容	新規に算入する場合はその理由
一般社団法人 海外電力調査会	全一送	海外電気事業の調査研究、海外の関係機関との協力	—
一般社団法人 日本電気協会	四国、沖縄	電気に関する規格及び基準の策定、電気に関する調査研究等	四国：2020年7月に経産省から民間規格評価委員会に適合していると認定。新技術の導入に合わせ役割増大。 沖縄：レジリエンス対応がより強く求められている中で、レジリエンスに関する規程を活用する等、当協会の重要性は増大。
一般社団法人 電気学会	関西、四国、沖縄	電気学術全般の研究・調査活動やその成果の発表	関西・四国・沖縄：政策対応として再エネ主力電源化が進められる中、電気学会が行っている技術報告は重要性が増している。
電力ISAC	四国、沖縄	サイバーセキュリティに関する情報の収集等	四国：前回改定時になし（2017年3月設立）。電力分野におけるサイバーセキュリティの重要性、危機管理能力の向上に対する社会的要請の高まり。 沖縄：深刻化するサイバー攻撃を背景に危機管理能力の向上が求められているため。
商工会議所・商工会等	四国	企業振興、地域振興等	四国：法的分離そのものや、送配電会社に対する知名度が低い中、四国地域に根差した企業として、より一層、地域と密着した経営が必要。
一般社団法人 送電線建設技術研究会	四国	送電工事における技術・安全に係る研究等	四国：再エネ大量導入・高経年化対策に伴い増加する送電工事への対応、施工力確保の必要性が増す中、作業員の高齢化、若手の離職率の高止まり等が課題となっており、発注側・受注側が協力して対応策を検討・実施していく重要性が増している。
四国電気工事組合連合会	四国	四国各県の電気工事組合（工事会社等）の取りまとめ	四国：レジリエンス向上が求められる一方で、電気工事業者の減少が続いており、エリア内の配電工事の施工力確保の観点から、重要性が増している。

OPEXの検証結果（厚生費）

規制期間・参照期間

【検証結果】

- ⇒法定厚生費は、過去実績値及び規制期間の見積り値（収入の見通し）において、給料手当に対する割合の異常な推移は認められなかった。
- ⇒一般厚生費は、過去実績値及び規制期間の見積り値（収入の見通し）において、宿泊施設、体育施設その他の厚生施設に係る費用が含まれていたのは、前述の中部電力PGの事例のみであった。
- ⇒社宅・寮に係る費用は、施設の維持管理費（清掃、管理人など）や集合住宅の借上費であり、一般送配電事業を遂行するために必要なものである。
- ⇒なお、当該資産は、分社化により概ね親会社（HD）が保有しており、費用を人員比率により分担していた。

厚生費

OPEXの検証結果（委託検針費・委託費）

- 各社においてスマートメーターの導入が計画されていることから、委託検針費については、その効率化を検証するとともに、その効率化発現時期と導入スケジュールが整合していることを検証する。

規制期間・参照期間

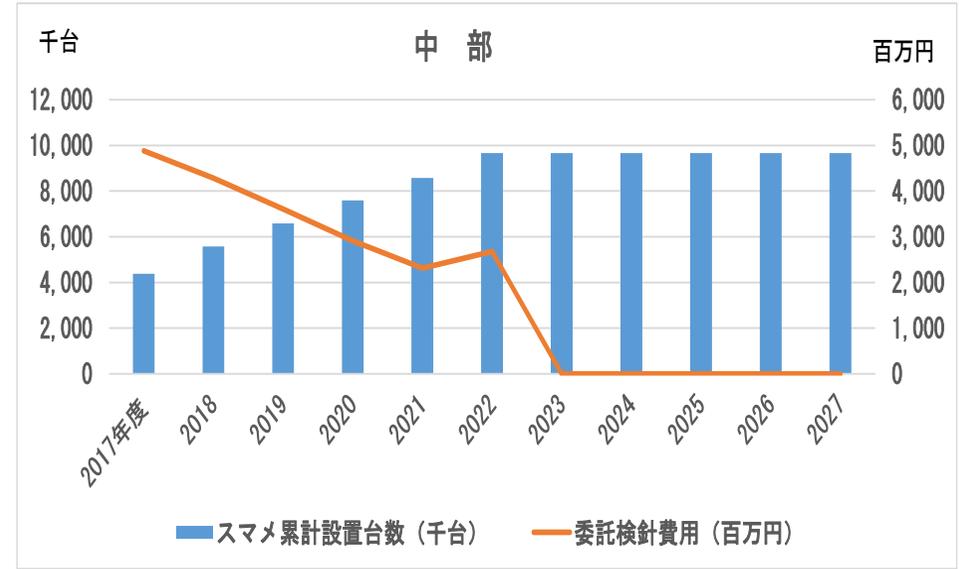
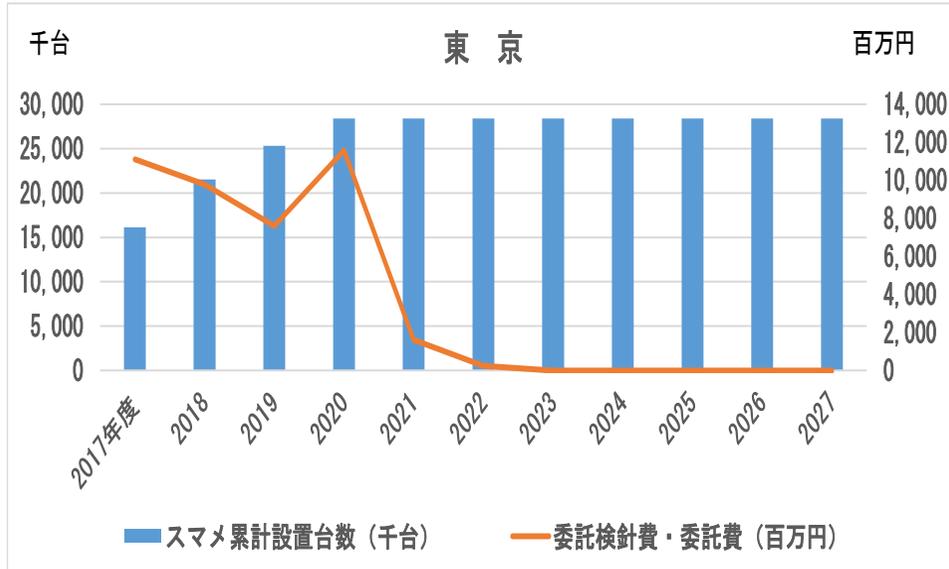
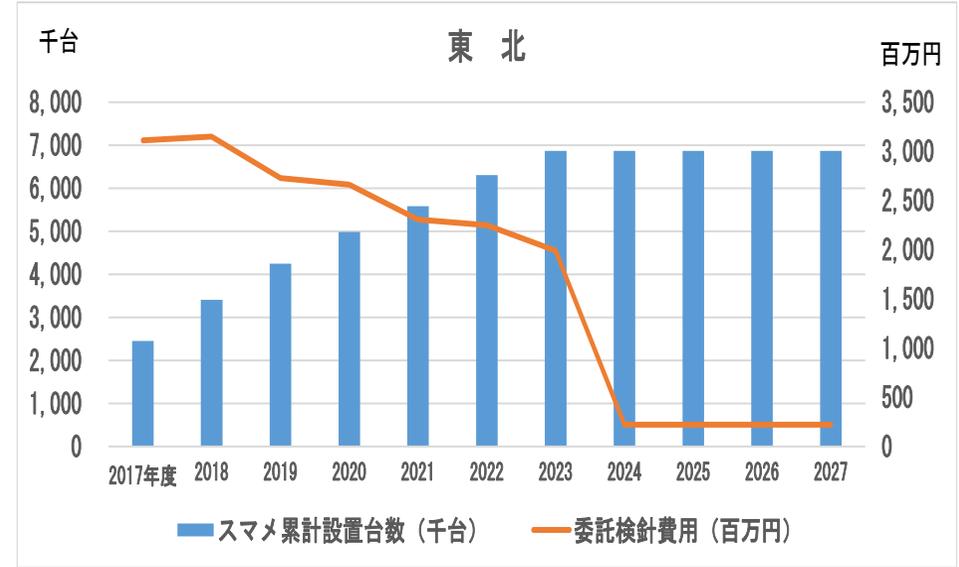
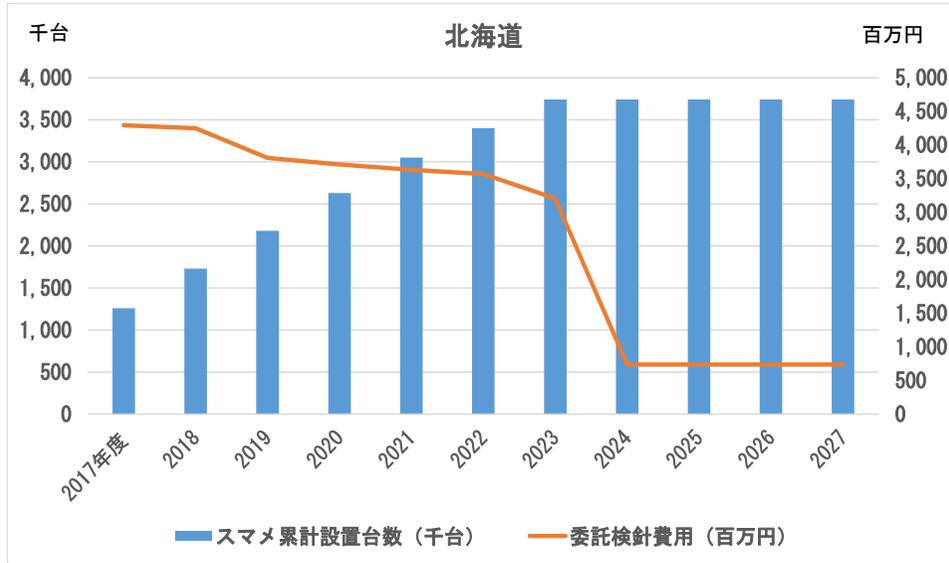
【検証結果】

⇒委託検針費については、一部を除き事業者のスマートメーター導入計画等と整合（減少）していることを確認した。（これらの各社の推移（グラフ）は次頁以降を参照）

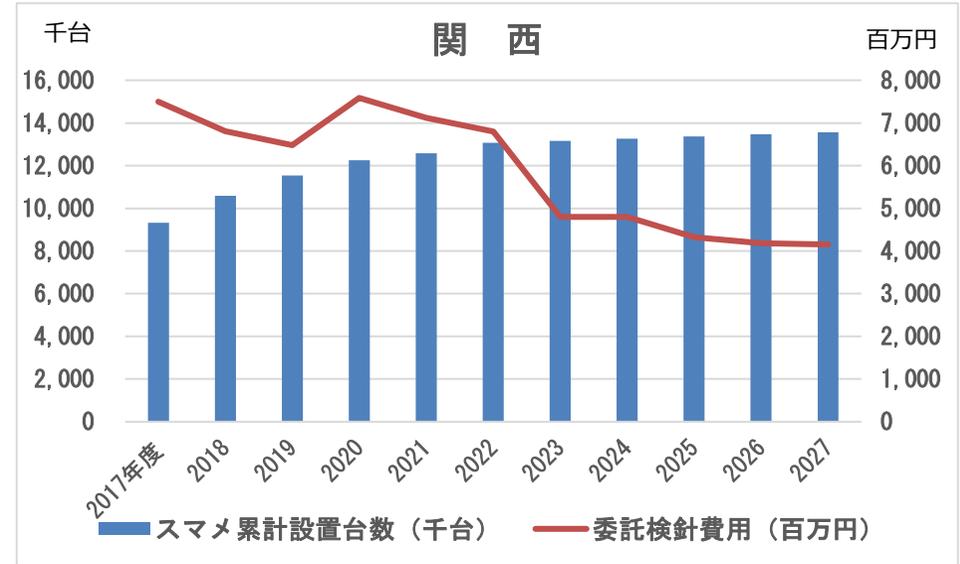
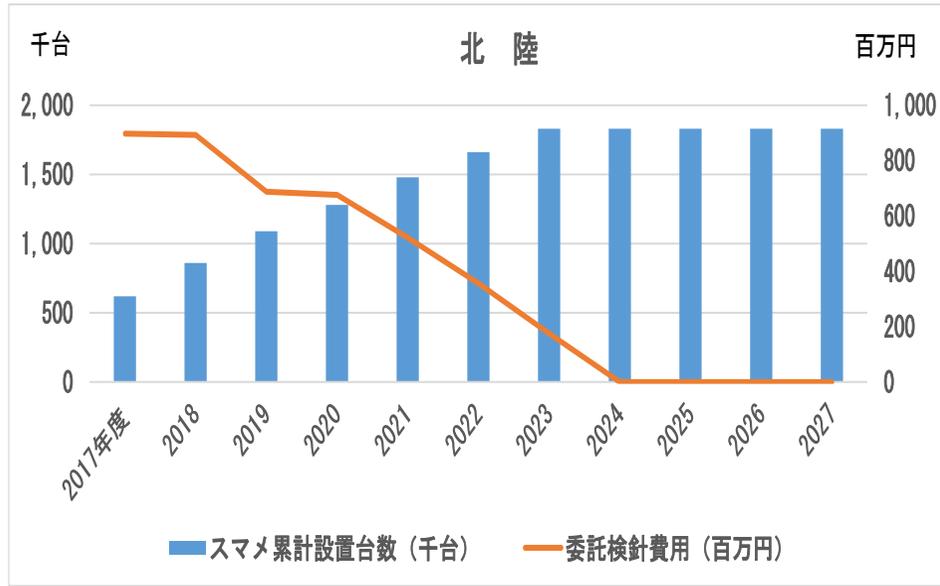
⇒一部の年度においては、費用の増加が見られるものの、これは、スマートメーターの導入による検針員への退職慰労、餞別、会社都合による解約等に係る一時金の支給であり、従来から企業制度として運用されていることから適切なものと考えられる。（不適切とまではいえないものと考えられる。）

⇒ただし、沖縄電力については、規制期間の2024年度に費用の増加が見積もられている。同社では、スマートメーター全数設置完了となる2025年3月をもって、無期契約となっている委託検針員との委託契約を解約することとしており、この解約時に支給する解約謝礼金を割り増して支給することを想定している。その理由として、解約は会社側の都合による提案であり、一定の納得感を得たうえで早期かつ円満に妥結するためには必要な費用と考えているとの説明であった。しかし、当該費用が規制期間の見積り値に算入されることは適切ではないと考えられる。

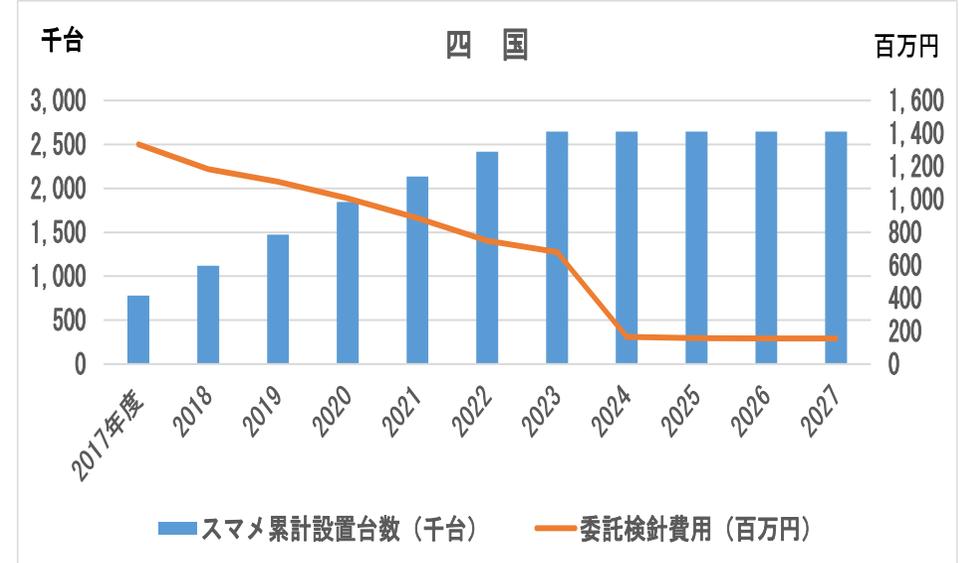
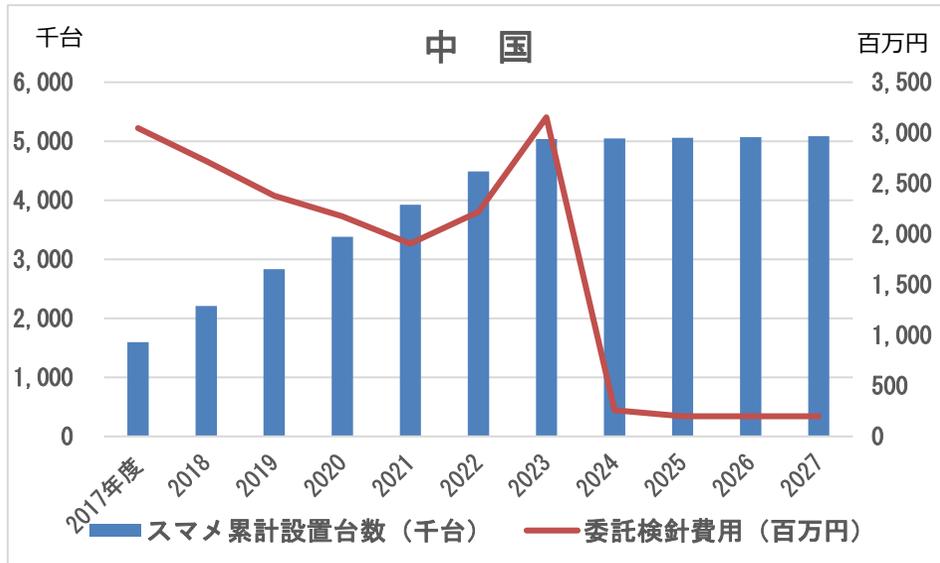
【参考】検針に係る費用（委託検針費・委託費）とスマートメーターの設置台数（累計）の各社推移 1 / 3



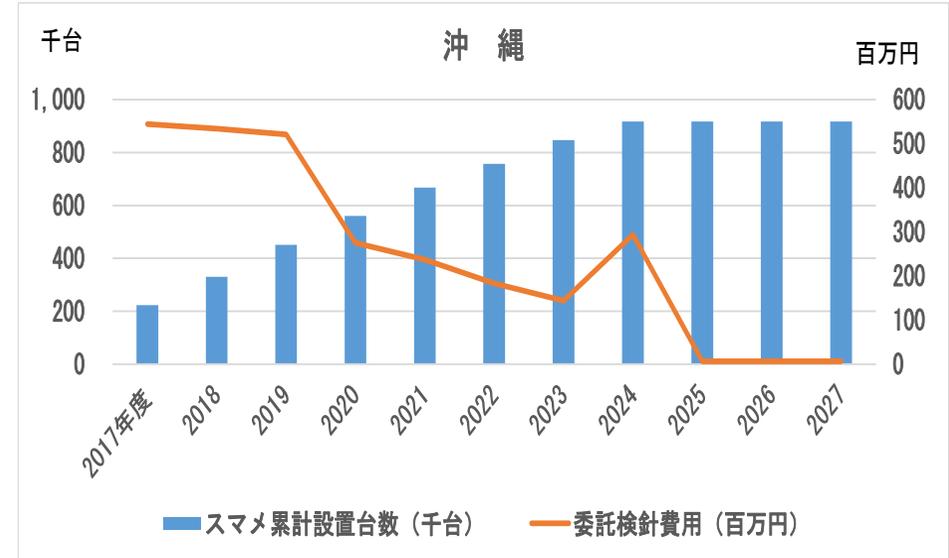
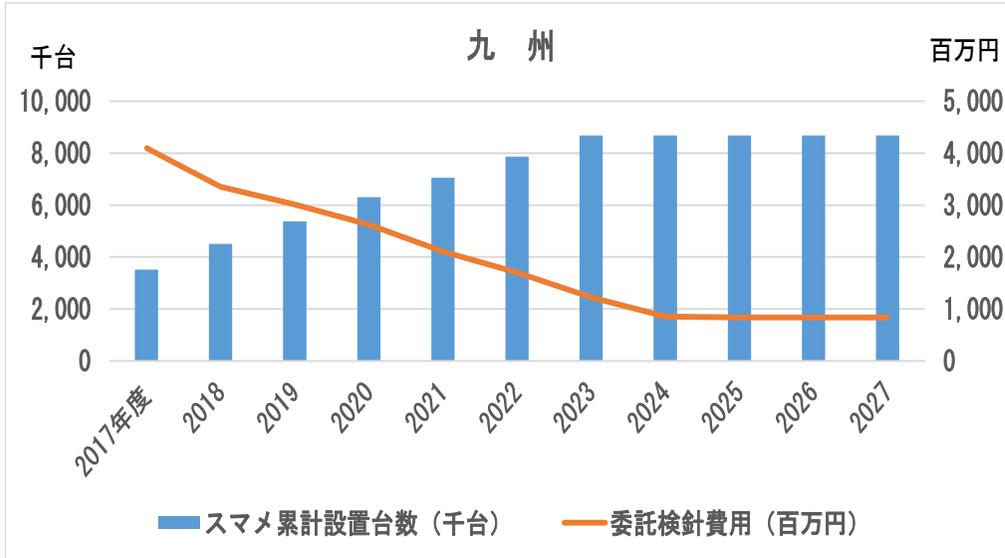
【参考】検針に係る費用（委託検針費・委託費）とスマートメーターの設置台数（累計）の各社推移 2 / 3



※ 検針管理業務・現地検針作業に係る費用を計上



【参考】検針に係る費用（委託検針費・委託費）とスマートメーターの設置台数（累計）の各社推移 3 / 3



規制期間のOPEXの見積り値に関する検証結果

- 今回の検証結果については以下のとおり。今後、規制期間における見積り値が統計的査定方法により算出された額を上回る場合であって、一般送配電事業者から申請があった場合、本検証結果も踏まえ、当該申請内容の合理性の判断を行うものとする。

収入の見通しの算入が認められない費用

- 交際費、政治献金、書画骨董、相談役、顧問に係る費用は規制期間の見積り値に算入されていないことを確認した一方、託送料金原価として認められていない宿泊施設及び体育施設に係る費用を規制期間の見積り値に含めることは不適切である。

給料手当・厚生費

- 宿泊施設及び体育施設にかかる費用については、収入の見通しの算入が認められない費用であることから規制期間の見積り値に含めることは不適切である。

役員給与・退職給与金

- 役員給与について、参照期間においては、一般送配電事業者の創意工夫を反映させるため、個別の費用毎に検証を行うのではなく、OPEXの費用全体に対して検証を行う。他方、規制期間中において、効率化において生じる利益分が明らかになっていない中で、役員給与の水準に予断を与えることが適当ではなく、国家公務員の指定職の給与水準の平均にする事を求める。

諸費

- 団体費について、海外電力調査会以外は、送配電事業を営む上で不可欠とまでは言えないことや他社との整合性を踏まえ、規制期間の見積り値に含めることは不適切である。

委託検針費

- 一部を除き事業者のスマートメーター導入計画等と整合（減少）していることを確認した。

養成費

- 職員の教育訓練を通じた技術力の維持、士気の向上、人材確保の重要性に留意していることを確認した。

参照期間のOPEXの実績値に関する検証結果

- 今回の検証結果については以下のとおり。今後、本検証結果及び本会合での指摘も踏まえ、統計手法を用いた10社横比較を実施していくこととしたい。

(単位：千円)

事業者	検証前 (参照期間計)	検証後 (主な査定)	備考
北海道	273,337,612	出向者給与負担	
東北	594,147,262	出向者給与負担	
東京	1,523,110,200	出向者給与負担	給料手当において電事連出向者に係る費用を誤って算入していたため除外
中部	866,313,897	出向者給与負担	厚生費において体育施設に係る費用を算入していたため除外
北陸	183,102,394	出向者給与負担	
関西	844,360,002	出向者給与負担、団体費	
中国	404,310,954	出向者給与負担	
四国	205,509,116	出向者給与負担、団体費	
九州	599,864,685	出向者給与負担	
沖縄	66,590,435	出向者給与負担、団体費、規制期間の委託検針に係る費用	諸費において広域機関の会費を誤って算入していたため除外